

各位

会社名 株式会社フルヤ金属
代表者名 代表取締役社長 古屋 堯民
(JASDAQ・コード 7826)
問合せ先 取締役経理部長 榊田 裕之
電話番号 03(5977)3377(代)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに資金の借入れに関するお知らせ

当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、本公開買付けに要する資金の確保のため、資金の借入れを行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けについて

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績に対応して行うことを基本としておりますが、安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。なお、当社はこれまでに、2011年6月16日付の取締役会決議に基づき、ストックオプション（新株予約権）の行使に伴い交付する株式を確保することを目的として、株式会社大阪証券取引所のJ-NET市場（当時）を通じて、当社普通株式30,000株を取得しました（取得日：2011年6月17日、取得総額：158,100,000円）。また、2012年9月27日及び2013年2月7日付の取締役会決議に基づき、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的として、株式会社大阪証券取引所（当時）における市場買付けにより、当社普通株式85,200株を取得しました（取得期間：2012年10月1日から2013年4月30日までの間、取得総額：205,954,000円）。

このような状況の下、2018年9月上旬に、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。本日現在の保有株式数1,452,288株、発行済株式総数7,265,212株に対する割合19.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じです。))より、その保有する当社普通株式の全部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

三菱商事からの売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の

当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑みて、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、2018年9月中旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

2018年10月上旬にかけて十分に検討を重ねた結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるようになるとの考えに至り、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が所定の買付け等の期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年10月上旬に、三菱商事に対し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格を本買付価格とし、取得する株数については当社の分配可能額に鑑み買付総額55億円程度を目途として三菱商事の保有株式数の全部でなくその一部について公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2018年10月中旬に、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本買付価格について検討を行い、2018年10月中旬より、本公開買付けの具体的な条件について三菱商事との協議を開始いたしました。当社普通株式の市場価格としては、市場株価が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けに係る取締役会開催日である2018年11月19日の前営業日である2018年11月16日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を参考にし協議を重ねました。その結果、2018年11月中旬に、当社は本公開買付けに係る取締役会開催日の前営業日（2018年11月16日）までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して12%程度のディスカウントを行った価格を本買付価格とする旨を三菱商事に提案し、2018年11月16日に、当社は三菱商事より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（発行済株式総数に対する割合13.76%）について本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式452,288株（発行済株式総数に対する割合6.23%）については、今後売却する意向であるものの、詳細については未定である旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本買付価格を2018年11月16日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値6,025円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して12.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）のディスカウントを行った価格である5,300円（円未満を四捨五入）とすることを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務健全性及び安定性を考慮し、1,000,000株（発行済株式総数に対する割合13.76%）を上限といたしました。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいい、以下同じとします。）の数の合計が買付予定数を上回った場合にはあん分比例の方式による買付けとなり、当社は三菱商事が応募する旨の意向を表明している当社普通株式1,000,000株のうちの一部の買付けを行うこととなりますが、三菱商事からは、買付けが行われなかった当該一部の当社普通株式についても、本公開買付けに応募しない当社普通株式と同様に今後売却する意向であるものの、詳細については未定である旨

の回答を得ております。

また、当社社外取締役油木田祐策は、三菱商事の子会社である三菱商事R t Mジャパン株式会社の従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の立場において三菱商事との協議・交渉にも一切参加しておらず、かつ本公開買付けに関する取締役会を欠席いたしました。

三菱商事は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、三菱商事が本公開買付けに応募した株式の全部を当社が買付けた場合、三菱商事は当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる見込みであり、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じる予定です。

なお、当社製品の主要原料であるプラチナ族金属の産出は南アフリカ共和国に偏在しており、同国の鉱山と強いパイプを持つ三菱商事グループとの取引は当社が原料の安定調達を確保するためには不可欠であり、本公開買付け終了後におきましても、当社と三菱商事グループは引き続き良好な取引関係を維持するのは勿論のこと、両者の事業の発展のため更なる協力関係の強化を図っていく予定です。

また、当社は、当社の主要株主であり第2位株主である田中貴金属工業株式会社（本日現在の保有株式数 1,416,000 株、発行済株式総数に対する割合 19.49%）及び当社の主要株主であり第3位株主である古屋堯民氏（当社代表取締役社長、本日現在の保有株式数 783,532 株、発行済株式総数に対する割合 10.78%）は、それぞれが所有する当社普通株式のすべてについて、本公開買付けに対して応募しない意向である旨伺っております。

本公開買付けに要する資金につきましては、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行から最大で合計 60 億円の借入れにより調達する予定です。その場合でも、2018 年 9 月 30 日現在における当社の連結ベースの現金及び預金の残高は 2,012 百万円であり、また当社の事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2018 年 6 月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは 3,053 百万円）の積み上げにより、現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済が可能と考えており、さらに、資金需要が生じた場合においても対応できる水準の借入余力は確保していること（2018 年 9 月 30 日現在における連結ベースの純資産額は 17,502 百万円、自己資本比率は 74.3%）から、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,000,100 株（上限）	5,300,530,000 円（上限）

(注1) 発行済株式総数 7,265,212 株（2018 年 11 月 19 日現在）

(注2) 発行済株式総数に対する割合 13.77%

(注3) 取得する期間 2018 年 11 月 20 日から 2019 年 1 月 31 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2018年11月19日(月曜日)
② 公開買付開始公告日	2018年11月20日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2018年11月20日(火曜日)
④ 買付け等の期間	2018年11月20日(火曜日)から 2018年12月18日(火曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金5,300円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格の算定に際して、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間(本公開買付けに係る取締役会開催日である2018年11月19日の前営業日である2018年11月16日のJASDAQにおける当社普通株式の終値7,580円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,774円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,025円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,127円)の株価推移を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本買付価格について検討を行い、三菱商事との協議を重ねた結果、2018年11月中旬に、本公開買付けに係る取締役会開催日の前営業日(2018年11月16日)までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して12%程度のディスカウントを行った価格を本買付価格とする旨を三菱商事に提案し、2018年11月16日に、当社は三菱商事より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、三菱商事が保有する当社普通株式の一部である1,000,000株(発行済株式総数に対する割合13.76%)について本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式452,288株(発行済株式総数に対する割合6.23%)については、今後売却する意向であるものの、詳細については未定である旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、本買付価格を2018年11月16日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値6,025円に対して12.03%のディスカウントを行った価格である5,300円(円未満を四捨五入)とすることを決定いたしました。

本買付価格である5,300円は、本公開買付けに係る取締役会開催日の前営業日(2018年11月16日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値7,580円から30.08%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,774円から21.76%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,025円から12.03%、それぞれディスカウントした金額、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,127円に対し3.37%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績に対応して行うことを基本としておりますが、安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。なお、当社はこれまでに、2011 年 6 月 16 日付の取締役会決議に基づき、ストックオプション（新株予約権）の行使に伴い交付する株式を確保することを目的として、株式会社大阪証券取引所の J-NET 市場（当時）を通じて、当社普通株式 30,000 株を取得しました（取得日：2011 年 6 月 17 日、取得総額：158,100,000 円）。また、2012 年 9 月 27 日及び 2013 年 2 月 7 日付の取締役会決議に基づき、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的として、株式会社大阪証券取引所（当時）における市場買付けにより、当社普通株式 85,200 株を取得しました（取得期間：2012 年 10 月 1 日から 2013 年 4 月 30 日までの間、取得総額：205,954,000 円）。

このような状況の下、2018 年 9 月上旬に、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する三菱商事（本日現在の保有株式数 1,452,288 株、発行済株式総数に対する割合 19.99%）より、その保有する当社普通株式の全部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

三菱商事からの売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑みて、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、2018 年 9 月中旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

2018 年 10 月上旬にかけて十分に検討を重ねた結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がることになるとの考えに至り、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が所定の買付け等の期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。なお、本買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018 年 10 月上旬に、三菱商事に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格を本買付価格とし、取得する株数については当社の分配可能額に鑑み買付総額 55 億円程度を目途として三菱商事の保有株式数の全部でなくその一部について公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2018 年 10 月中旬に、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付け等の価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本買付価格について検討を行い、2018 年 10 月中旬より、本公開買付けの具体的な条件について三菱商事との協議を開始いたしました。当社普通株式の市場価格としては、市場株価が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けに係る取締役会開催日である 2018 年 11 月 19 日の前営業日である 2018 年 11 月 16 日までの過去 1 ヶ月間の JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を参考にし協議を重ねました。その結果、2018 年 11 月中旬に、当社は本公開買付けに係る取締役会開催日の前営業日（2018 年 11 月 16 日）までの過去 3 ヶ月間の JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して 12%程度の

ディスカウントを行った価格を本買付価格とする旨を三菱商事に提案し、2018年11月16日に、当社は三菱商事より、当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、三菱商事が保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（発行済株式総数に対する割合13.76%）について本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式452,288株（発行済株式総数に対する割合6.23%）については、今後売却する意向であるものの、詳細については未定である旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、本買付価格を2018年11月16日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値6,025円に対して12.03%のディスカウントを行った価格である5,300円（円未満を四捨五入）とすることを決定いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000株	一株	1,000,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

5,337,700,000円

（注）買付予定数（1,000,000株）をすべて買付けた場合の買付代金（5,300,000,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日

2019年1月17日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ） 個人株主の場合

（i） 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

（ii） 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

（ロ） 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である

株主（法人株主も含まれます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2018年12月18日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2019年1月16日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、三菱商事より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（発行済株式総数に対する割合13.76%）について本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに応募しない当社普通株式452,288株（発行済株式総数に対する割合6.23%）については、今後売却する意向であるものの、詳細については未定である旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、田中貴金属工業株式会社及び古屋堯民氏は、それぞれが所有する当社普通株式のすべてについて、本公開買付けに対して応募しない意向である旨伺っております。

(ご参考) 2018年11月19日時点の保有自己株式数

発行済株式総数（自己株式を除く）	7,181,643株
自己株式数	83,569株

II. 資金の借入れについて

1. 借入れの理由

本公開買付けに要する資金の確保のため、下記2. の内容で合計 60 億円（上限）の資金の借入れを行う予定であります。

2. 借入れの内容

(借入れ①)

(1) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行
(2) 借入金額	30 億円（上限）
(3) 借入実行日	2019 年 1 月 15 日
(4) 弁済期	2020 年 1 月 15 日
(5) 借入金利	TIBOR を基準金利とした市場連動金利
(6) 担保	なし

(借入れ②)

(1) 借入先	株式会社みずほ銀行
(2) 借入金額	18 億円（上限）
(3) 借入実行日	2019 年 1 月 15 日
(4) 弁済期	2020 年 1 月 15 日
(5) 借入金利	TIBOR を基準金利とした市場連動金利
(6) 担保	なし

(借入れ③)

(1) 借入先	株式会社三井住友銀行
(2) 借入金額	12 億円（上限）
(3) 借入実行日	2019 年 1 月 15 日
(4) 弁済期	2020 年 1 月 15 日
(5) 借入金利	TIBOR を基準金利とした市場連動金利
(6) 担保	なし

3. 今後の見通し

本件借入れに伴う 2019 年 6 月期の連結業績に与える影響は、現時点では軽微であると判断しておりますが、今後公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以 上